

サービス商品類型に関するプラスチック資源循環法 への対応について（部分改定）

公益財団法人日本環境協会
エコマーク事務局

1. 改定の経緯、概要

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(プラスチック資源循環法)」が2022年4月から施行され、関連する事業者はプラスチック使用製品の過剰な使用を抑制すること等が求められることとなった。小売・サービス事業者が取り組むべき「使用の合理化」については、フォーク、スプーンなどの「特定プラスチック使用製品」(12製品)が対象とされ、有償提供や意思確認などの「提供方法の工夫」、軽量化や素材代替などの「製品の工夫」が取り組みの判断基準として示されている。

これらを受けて、関連するサービス商品類型 No.501「小売店舗」、No.503「ホテル・旅館」、No.505「飲食店」、No.509「商業施設」、No.511「テイクアウト・デリバリー店舗」認定基準に、同判断基準の要素を基準項目として追加する。

2. 改定内容

- 商品類型 No.501「小売店舗 Version2.1」、No.503「ホテル・旅館 Version2.1」、No.505「飲食店 Version1.1」、No.509「商業施設 Version1.0」、No.511「テイクアウト・デリバリー店舗 Version1.0」

以下の基準項目を「必須項目」として追加する。

4. 認定の基準と証明方法

【必須項目】

- (x) 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」における特定プラスチック使用製品(12製品)に該当するプラスチック製品を提供する場合には、「特定プラスチック使用製品の使用の合理化」の「提供方法の工夫」、または「製品の工夫」のいずれかの取り組みを行っていること。

【証明方法】(No.511「テイクアウト・デリバリー店舗」のみ記載あり)
該当する特定プラスチック使用製品、および提供方法の工夫または製品の工夫の内容がわかる資料を提出すること。

※選択項目には、既にプラスチック資材の削減等が設定されている場合があるが、必須項目に含まれる内容は選択項目では評価しない。(選択項目としてダブルカウントできないことを付属証明書に注記する。)

○商品類型 No.503 「ホテル・旅館 Version2.1」

上記の必須項目と類似する選択項目について、内容が重複するのを避けるため、以下のとおり改定する。(見え消し部分を削除、下線部を追加)

4. 認定の基準と証明方法

【選択項目】

- (7) ~~宿泊者に対し、使い捨てアメニティの返納や使用量削減を促す取り組みを行っている。~~使い捨てアメニティについて、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」における「特定プラスチック使用製品の使用の合理化」の「提供方法の工夫」、および「製品の工夫」の両方の取り組みを行っている。

3. 改定日： 2022年7月1日

以上

<参考>

特定プラスチック使用製品提供事業者に求められる取組

特定プラスチック使用製品提供事業者の判断基準の概要

1. 目標の設定
特定プラスチック使用製品の使用の合理化に関する目標を定め、これを達成するための取組を計画的に行うこと。
2. 特定プラスチック使用製品の使用の合理化
特定プラスチック使用製品の使用の合理化のための取組を行うことにより、プラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制すること。
3. 情報の提供
店頭で排出の抑制に資する事項を掲示する、使用の合理化の取組内容をインターネット等で公表する、提供する特定プラスチック使用製品に排出の抑制の重要性に関する表示を付すといった、消費者による排出の抑制を促進するための情報を提供すること。
4. 体制の整備等
特定プラスチック使用製品の使用の合理化のための取組に関する責任者の設置といった体制の整備を行うこと。
従業員に対し、特定プラスチック使用製品の使用の合理化のための取組に関する研修といった措置を講ずること。
5. 安全性等の配慮
特定プラスチック使用製品の使用の合理化を図る際には、安全性、機能性その他の必要な事情に配慮すること。
6. 実施状況の把握
特定プラスチック使用製品の提供量、使用の合理化のために実施した取組及びその効果を把握し、インターネット等で公表するよう努めること。
7. 関係者との連携
特定プラスチック使用製品の使用の合理化のための取組を効果的に行うため、国、関係地方公共団体、消費者、関係団体及び関係事業者との連携を図るよう配慮すること。その際、必要に応じて取引先に対し協力を求めるものとする。
8. 加盟者における特定プラスチック使用製品の使用の合理化
本部事業者は、加盟者の事業において提供する特定プラスチック使用製品について、使用の合理化に関し必要な指導を行い、プラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制するよう努めること
加盟者は、本部事業者が実施する特定プラスチック使用製品の使用の合理化のための措置に協力するよう努めること。

特定プラスチック使用製品の使用の合理化

特定プラスチック使用製品事業者は、特定プラスチック使用製品の使用の合理化の取組を行うことにより、プラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制することが求められています。

【提供方法の工夫】

- 消費者にその提供する特定プラスチック使用製品を有償で提供すること

- 消費者が商品を購入し又は役務の提供を受ける際にその提供する特定プラスチック使用製品を使用しないように誘引するための手段として景品等を提供(ポイント還元等)すること
- 提供する特定プラスチック使用製品について消費者の意思を確認すること
- 提供する特定プラスチック使用製品について繰り返し使用を促すこと

【提供する特定プラスチック使用製品の工夫】

- 薄肉化又は軽量化その他の特定プラスチック使用製品の設計又はその部品若しくは原材料の種類(再生可能資源、再生プラスチック等)について工夫された特定プラスチック使用製品を提供すること
- 商品又はサービスに応じて適切な寸法の特定プラスチック使用製品を提供すること
- 繰り返し使用が可能な製品を提供すること

対象製品 (A)	対象業種 (B)
<p>①フォーク ②スプーン ③テーブルナイフ ④マドラー ⑤飲料用ストロー</p> 	<ul style="list-style-type: none"> •各種商品小売業（無店舗のものを含む。） •飲食料品小売業（野菜・果実小売業、食肉小売業、鮮魚小売業及び酒小売業を除き、無店舗のものを含む。） •宿泊業 •飲食店 •持ち帰り・配達飲食サービス業
<p>⑥ヘアブラシ ⑦くし ⑧かみそり ⑨シャワーキャップ ⑩歯ブラシ</p> 	<ul style="list-style-type: none"> •宿泊業
<p>⑪衣類用ハンガー ⑫衣類用カバー</p> 	<ul style="list-style-type: none"> •各種商品小売業（無店舗のものを含む） •洗濯業

出典：<https://plastic-circulation.env.go.jp/>